

外貨建債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の3の規定により、媒介業者として、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。)

外貨建債券について、以下を御覧下さい。この書面には、海外で外貨建債券のお取引を行っていただく上で
のリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認
ください。

- 外貨建債券は、金利動向、為替レート、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格
が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 手数料などの諸費用につきましては、インタラクティブ・ブローカーズLLCのWEBページを
御覧下さい。

金融商品市場における相場に係る変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 外貨建債券の海外市場価格は、基本的に海外市場の金利水準の変化に対応して変動します。
金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇
することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却と
なりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換
金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行さ
れている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円
高になる過程では外貨建債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安となる過程では外貨
建債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時或いは償還時
の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない
場合があります。

有価証券の発行者又は元利金の支払の保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生ず るおそれがあります。

- 外貨建債券の発行者や、外貨建債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化
が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建債券の発行者や、外貨建債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化
等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクがあります。
- 外貨建債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされて
いるものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞っ
たり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による解除）の規定の適用はありません。

海外での外貨建債券に係る金融商品取引契約の概要

外貨建債券のお取引については、以下によります。

- 海外市場における外貨建債券取引については、インタラクティブ・ブローカーズLLCにて行われます。
- インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社は、海外市場における外貨建債券取引の媒介を行います。

外貨建債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 外貨建債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 外貨建債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- 外貨建債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
- 国外で発行される外貨建債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として譲渡所得として課税され、償還により発生する利益は原則として雑所得として課税されます。
- 詳細に関しては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 外貨建債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- 法人のお客様は、法人税にかかる計算上、課税方法が異なる場合がございますので、詳細に関しては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

また、個人、法人いずれかのお客様に拘らず、国外で発行される外貨建債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

インタラクティブ・ブローカーズ LLC、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社、及び関連会社の役職員は、税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。

金融商品取引契約に関する租税につきましては、税理士等の専門家にお問合せ下さい。

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 187 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 10 号 鉄鋼会館 4 階
加入協会	日本証券業協会
資本金	1,150,520 千円
主な事業	金融商品取引業
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
設立年月	平成 18 年 8 月
連絡先	03-4588-9700 (カスタマーサービス)

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容:

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。